

令和 8 年度

物品番号 第29号

下水道マンホール蓋等購入

仕様書

納入場所 おいらせ町 中下田 地内

おいらせ町

下水道マンホール蓋購入仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、おいらせ町が購入する下水道マンホール蓋（枠付き）及び下水道マンホール蓋用断熱中蓋（以下、断熱中蓋）に適用する。

2. 目的

老朽化した下水道マンホール蓋更新及び町道舗装補修に伴うマンホール蓋等更新の際の資材とするため。（下水道マンホール蓋）

冬季間におけるマンホール内暖気を原因とした融雪に伴う蓋上の段差解消及び、車両通行時における安全性を確保するため。（断熱中蓋）

3. 種類

製品の種類は下記とし、下水道マンホールの枠には転落防止装置を付けるものとする。

また、断熱中蓋を取り付けるマンホール蓋の種類は下記とし、下水道マンホール蓋の受枠に取り付けられるものとする。

寸法・材質等については、別紙図面のとおりとする。

□下水道マンホール蓋

種類	荷重区分	呼び径	構造
マンホール鉄蓋	T-25	600	かぎ付・浮上・防止型・転落防止機能付き 次世代型
マンホール鉄蓋	T-25・T-14	600	受枠：転落防止梯子付き・無し 次世代型

4. 規格

※別紙のとおり

5. 購入予定数量

マンホール鉄蓋 7組

マンホール蓋用断熱中蓋 110組

6. 納入場所

おいらせ町中下田 135-2（おいらせ町役場本庁舎 第2車庫内）

7. 納入期限

契約締結の日 から 令和8年10月30日 まで

8. 納入条件

貴社手配の運送により、指定場所へ運搬取卸しすること。

（見積書には、運搬費を含み計上すること。）

別紙

1. 適用範囲

この特記仕様は、本町が使用する下水道用鋳鉄製マンホール蓋（次世代型）に適用するものとし、その種類は次項の通りとする。

種類		呼び	荷重区分
下水道用鋳鉄製 マンホール蓋	技術マニュアル※準拠	呼び 600	T-25・T-14

2. 種類

※ 公益財団法人 日本下水道新技術機構発行『アセットマネジメントの実践に向けた次世代型マンホール蓋技術マニュアル』（2024年6月）を示す。

3. 性能項目

公益財団法人 日本下水道新技術機構発行の『アセットマネジメントの実践に向けた次世代型マンホール蓋技術マニュアル』（2024年6月）（以下、「技術マニュアル」という。）に準拠した性能とする。

なお、防食性能については、硫酸浸漬試験（傷あり、pH1）の条件も実施すること

4. 性能確認方法

製品検査は、技術マニュアルの性能に基づく、公益財団法人 日本下水道新技術機構の建設技術審査証明書の取得によるもの、または、検査が確実・公平に透明性を持って実施できる公的試験所もしくは第三者性を証明できる試験所（ISO/IEC17025取得等）で実施し、その証明書を提出することとする。

また、事前にマンホール蓋の性能が技術マニュアルに準拠していることを証明する建設技術審査証明書の写し、または、試験成績書等の資料を添付した承認申請を本町担当者に提出し材料承認を得ること。

※T-25、T-14 両方の荷重区分の製品を検査する場合や、一般型・除雪対応型など、性能によっては影響する製品構造部位が同一であれば、事前調整の上、いずれかの荷重区分のみの検査、もしくは検査条件・合否判定条件が厳しい荷重区分のみの検査とすることができる。本市が不必要と認めた場合には、検査項目を省略又は指示された方法に変更することができる。

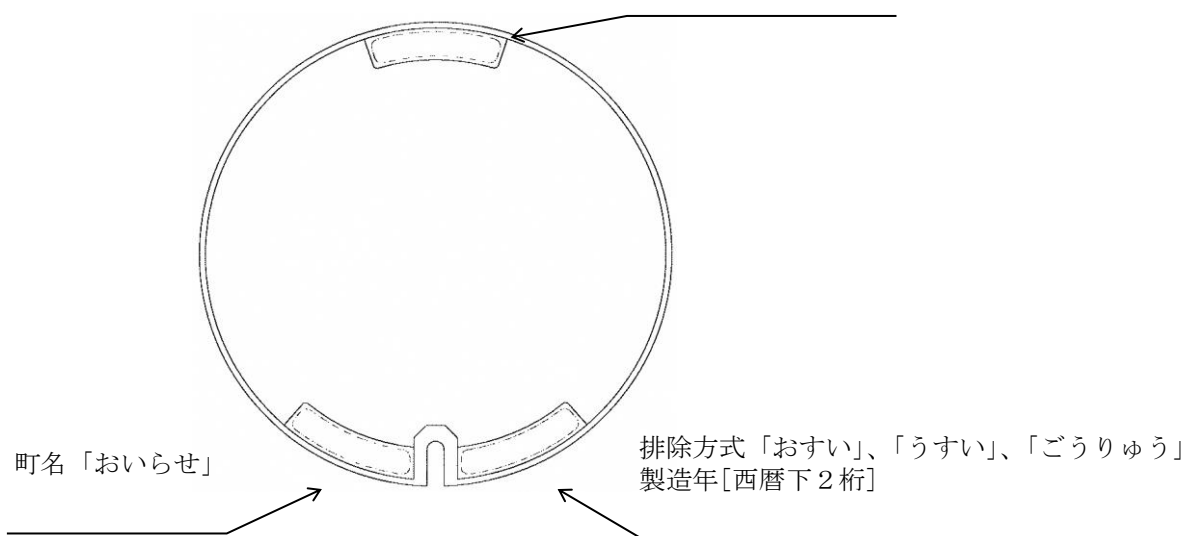
5. 性能確認項目（技術マニュアルに準拠）

性能	試験項目	
耐がたつき性能	初期性能	交互荷重試験
	限界性能	輪荷重走行試験
耐荷重性能	初期性能	荷重たわみ試験
		耐荷重試験
	限界性能	発生応力度試験
耐スリップ性能	初期性能	滑り抵抗試験
	限界性能	
圧力解放性能	初期性能	圧力解放性能試験
	限界性能	蓋解放力測定試験（輪荷重走行試験時）
蓋浮上性能	初期性能	浮上高さ、蓋浮上時/浮上後の走行性 傾斜設置での施錠性/蓋収納性
耐揚圧強度	初期性能	耐揚圧荷重強度試験
		耐揚圧圧力解放試験
転落防止性能	初期性能	転落防止装置耐揚圧試験 転落防止装置耐荷重試験
蓋の開放性能	初期性能	蓋の開放性確認試験
	限界性能	蓋開放力測定試験（輪荷重走行試験時）
蓋の着脱・逸脱防止性能	初期性能	脱着性、逸脱防止性試験
不法開放防止性能	初期性能	不法開放防止性確認試験
		施錠強度確認試験
防食性能	限界性能	硫酸浸漬試験（傷なし、pH1）
		硫酸浸漬試験（傷あり、pH3/pH1※）
施工性能	初期性能	枠変形防止確認試験
		傾斜施工試験
材質	初期性能	材質試験（Yブロック）
		材質試験（実体材質）

※技術マニュアルの考え方に準じた規定（考え方を踏襲）

6. 表示（蓋表面鋳出し）

荷重区分、製造業者の
マーク又は略号、防食
仕様の表示



7. 疑義

以上の事項に該当しない疑義については、協議の上決定するものとする。